

石田川

令和8年4月1日施行 自転車の交通違反に 青切符を導入

反則通告制度（いわゆる青切符）は、比較的軽微な交通違反で青切符の交付を受けた違反者が反則金を納付することで刑事罰を科されない制度



主な違反（反則）行為の一例	反則金額
携帯電話使用等（保持） ※携帯電話を手に持って通話したり、画面を注視する行為	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
通行区分違反（車道の右側通行）	6,000円
信号無視（赤色等）	6,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
通行禁止違反（逆走など）	5,000円

狩猟期間の事故防止

期間：令和7年11月1日から
(県内) 令和8年3月15日まで

下記の期間はイノシシ、ニホンジカのみ狩猟可能
【11月1日～11月14日】
わな猟のみ（とめさしのみ猟銃等使用可）
【2月16日～3月15日】
わな猟及び銃猟が可能

狩猟事故防止のために

山林等では目立つ服装を！
わなには近づかない！



狩猟者の方は、登山客等への配意を！



(0581)
22-0110
山県警察署

山県市見守り活動

中島清掃（株）パッカー車がゴミ収集業務中、市内の見守り活動を実施しています。よろしくお願ひします。



注意

一人での除雪作業は危険です。
必ず二人以上で！！

昨冬期の雪による死者の約8割が雪下ろし等除雪作業中の事故で、死者のうち約9割が高齢者となっています。



命を守る事故防止のポイント

- 作業は二人以上で
- 建物周りに雪を残して雪下ろし
- 晴れた日ほど要注意、屋根の雪が緩んでる
- はしごの固定を忘れずに
- エンジンを切ってから除雪機の雪詰まりを取り除く
- 低い屋根でも油断は禁物
- 作業開始直後と疲れたころは特に慎重に
- 面倒でも命綱とヘルメット
- 命綱、除雪機など用具のこまめな手入れ・点検を
- 作業のときには携帯電話を持っていく

「慣れているから大丈夫」など過信は禁物!! 左のポイントを守って、安全な雪下ろしを心掛けましょう。



真のベテランこそ常に安全確保